



幼稚園や学校で働いてみませんか
臨時職員・日日雇用職員の登録

教育総務課 学校教育係 ☎ 34・2074

町立の幼稚園、小・中学校に勤務
することができる臨時職員・日日雇
用職員の登録を受け付けます。

登録条件

- ▼登録を希望する職種に必要な資格
免許などを取得していること。
- ▼職務遂行上支障のない良好な健康
状態であること。

登録手続

履歴書を教育総務課へ直接または
郵送で提出し、登録してください。
資格免許などが必要な職種は、証明
するものの写しを添付してください。
その際、希望する職種や勤務時間
などを必ず明示してください。

受付日時 随時（午前8時30分～午
後5時15分／土・日曜日、祝日、年
末年始を除く）

受付場所 田原本町役場教育総務課

学校教育係（〒636・0392

田原本町890の1）

登録有効期間

履歴書を提出した日から1年間。
1年ごとの登録となります。
ただし、希望職種の求人がないな
どの理由で、1年の登録期間中に連

絡できない場合があります。
採用方法

必要に応じて登録者の中から書類
選考し、勤務条件や仕事の内容など
を説明したうえで、面接などを行い、
採用を決定します。

勤務条件など

▼臨時職員

職種 下表を参照

雇用期間・勤務時間 雇用期間は、
原則として6カ月以内。勤務時間は
正規職員に準じます。共に職種、業
務内容により異なります。

給料支給日 翌月5日

手当 通勤手当、期末手当、時間外
手当を支給

待遇 雇用期間に応じて、社会保険・
雇用保険に加入。有給休暇あり。

▼日日雇用職員

職種 下表を参照

雇用期間・勤務時間 職種、業務内
容により異なります。

賃金支給日 毎月月末締め、翌月15日

待遇 雇用期間・勤務時間に応じて
社会保険・雇用保険に加入。有給休
暇あり。

臨時職員の職種・給料・資格など

平成27年12月1日現在

職種	給料（月額）	必要資格・条件など
幼稚園臨時教諭	一種免許…174,700円 二種免許…159,000円	幼稚園教諭免許
用務員	135,400円	—
栄養士	157,700円	栄養士
小学校常勤講師	245,300円	小学校教諭免許

日日雇用職員の職種・賃金・資格など

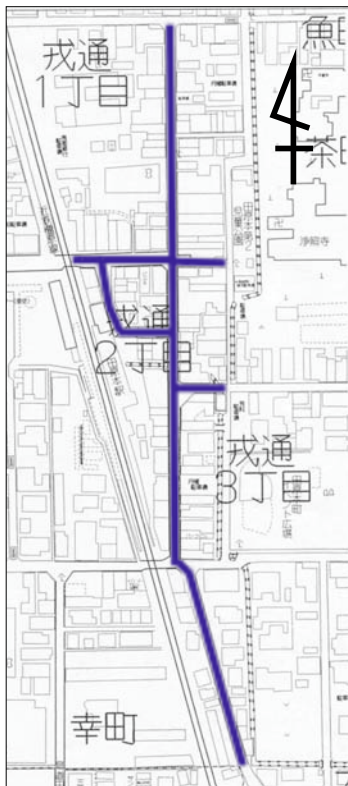
平成27年12月1日現在

職種	賃金（時給）	必要資格・条件など
幼稚園特別支援	①免許あり…916円 ②免許なし…770円	①幼稚園教諭免許 ②当該業務などの経験があること ①・②おおむね午後2時までの勤務
給食調理員	881円	—
小・中学校における特別支援 教育支援員など	1,130円	当該業務などの経験があること
いじめ・不登校対策指導員	2,450円	臨床心理士など、心理学に関する資 格
日本語指導員（中国語・スペ イン語・ポルトガル語など）	2,450円	—



指定する道路

紫色の道路が、指定する道路となります。



▼**店舗などの改修に要する経費**
改修費の2分の1(50万円限度)

▼**店舗などの賃借料**
月額の賃借料の2分の1

※敷金、仲介手数料など賃貸契約に関する諸費用を除く。

▼**対象期間** 1年間(月額5万円限度)

▼**店舗などの改修に要する経費**

申請方法など
詳細は、町ホームページをご覧ください。
くたせつ。(☎ <http://www.town.tawaramoto.nara.jp>)

田原本駅前活性化のために 田原本駅東側周辺(戎通り)の 空き店舗へ出店する人を応援します

産業観光課商工観光係 ☎ 34・2080

田原本駅前の活性化を図るため、空き店舗を利用して出店する人を対象に、補助金を交付する「田原本駅前活性化対策事業」を実施します。

対象者 田原本駅東側周辺の指定する道路(左図参照)に接し、原則3カ月以上利用されなくなった空き店舗など(テナント部分を含む)を借り受け出店する人

補助金の額など

▼店舗などの賃借料

※敷金、仲介手数料など賃貸契約に関する諸費用を除く。

※什器、備品の購入、設備機器の設置を除く。

●1000円未満の端数は切り捨てとなります。

●家賃補助を受ける場合、会計年度を越える月分の補助については、翌会計年度の予算状況に基づき決定することになります。

●改修費補助を受ける場合は、補助金の交付決定を受けられた年度内に改修を終了していただく必要があります。

申請方法など

詳細は、町ホームページをご覧ください。
くたせつ。(☎ <http://www.town.tawaramoto.nara.jp>)

償却資産の評価額の算出方法

毎年、個々の資産の取得価額または前年度評価額をもとに、取得後の経過年数に応じる価値の減少(減価)を考慮して評価額を算出します。

ただし、評価額は取得価額の5%が最低限度です。

償却資産の評価

- 前年中に取得した償却資産の評価
評価額=取得価額×半年分の減価残存率
- 前年より前に取得した償却資産の評価
評価額=前年度評価額×1年分の減価残存率

償却資産の税額の計算方法

- ①取得年月日、取得価額、耐用年数から、1品ごとに評価額を算出、その合計額が決定価格となります。
- ②課税標準の特例の適用がある場合は、適用後の額が課税標準額です。適用のない場合は決定価格がそのまま課税標準額となります。

平成28年度の 税額(100円 未満切り捨て)	=	平成28年度の課 税標準額(1,000 円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)
-------------------------------	---	------------------------------------	---	--------------

※同一の人でその人にかかる償却資産の平成28年度課税標準額が150万円未満の場合は、免税点により課税されません。(ただし、150万円未満の場合でも申告は必要です)

償却資産とは、固定資産税は、固定資産(土地・家屋・償却資産)に対して課税されます。

償却資産とは、償却資産とは、会社や個人で工場・商店などを経営している人が、その事業のために所有している(他の人に貸し付けているものを含む)土地家屋以外の事業用資産をいいます。ただし、自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは、償却資産の課税対象に含まれません。

償却資産の申告
事業用償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産を申告していただく必要があります。申告が必要な人は、税務課に連絡いただければ申告書を送付します。

太陽光発電設備の申告
発電出力が10³ワット以上の太陽光発電設備は償却資産に該当し、申告が必要になる場合があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

償却資産を使用している皆さんへ 平成28年2月1日までに申告を

税務課課税第二係 ☎ 34・2113